

令和6年度 第1回 宇美町総合教育会議 資料

事業	現状	今後の方向性												
<p>【こどもみらい課】 こども家庭センター機能の向上</p>	<p>1. こども家庭センターの組織体制【資料1】 2. 令和6年6月末までの実績</p> <table border="1" data-bbox="577 384 1290 671"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全ての妊産婦・子育て家庭に対する支援</td> <td>2,046</td> </tr> <tr> <td>②支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>③地域における体制づくり</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>④その他</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,595</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">件数は延件数</p> <p>3. 毎月25日夜間窓口(20:00まで)を実施 5月・3件 6月・2件 合計5件</p>	項目	件数	①全ての妊産婦・子育て家庭に対する支援	2,046	②支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援	470	③地域における体制づくり	1	④その他	78	合計	2,595	<p>1. こども家庭センター専用メールアドレスを設け、メールでの相談体制を図る。 2. 引続き夜間窓口を実施する。 3. ホームページ、ライン、インスタグラム等でセンターの周知を定期的実施する。 4. こどもの相談窓口として、校長会等を通じて、こども家庭センターの周知を引続き行う。 5. 子育て支援センター「ゆうゆう」と連携し、「ゆうゆう」の土日開館日に合わせて休日相談窓口を設ける。</p>
項目	件数													
①全ての妊産婦・子育て家庭に対する支援	2,046													
②支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援	470													
③地域における体制づくり	1													
④その他	78													
合計	2,595													
<p>【学校教育課】 学びの多様化学校の設立</p>	<p>1. 全く学びにアクセスできていない児童生徒対象に子どもとその保護者にアンケートを実施</p>	<p>1. 令和7年1月以降に文科省の認定予定 2. 令和7年4月に開校予定</p>												
<p>【学校教育課】 教育相談室の移設</p>	<p>1. 原田小学校に設置 2. 臨床心理士3名が週2日程度交替で対応</p>	<p>1. うみハピネスに移設 2. 移設後の相談スペースに検討の必要あり</p>												
<p>【学校教育課】 適応指導教室の「教育支援センター」への名称変更</p>	<p>1. し〜ず・うみに設置 2. 名称「くすのき教室」 3. 目的は在籍学校復帰 4. 学校内にも設置している学校あり ・宇美東小学校 ・桜原小学校 ・宇美中学校 ・宇美東中学校</p>	<p>1. 「適応指導教室」の名称を「教育支援センター」に変更 2. 「くすのき教室」の名称は継続する 3. 学びの多様化学校とは目的が異なるため、今後も存続させる 4. 学校内に設置している学校へは、対応する町費支援員を配置したい</p>												

## 宇美町こども家庭センター

令和6年4月開設

～ すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関 ～

～ 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない相談支援体制 ～



※こども家庭センター設置後

## 宇美町子育て世代包括支援センター

平成31年4月開設

1. 場所・・・こどもみらい課内
2. 人員・・・専任保健師1名配置
3. 目的・・・妊産婦、乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの作成、地域の保健医療、福祉機関との連絡調整、母子保健と子育て支援策との一体的な提供を通じて、妊産婦、乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行うことにより妊娠期からの切れ目ない支援を提供する体制を構築する。
4. 対象・・・主として妊産婦及び乳幼児、その保護者を対象、地域の実情により18歳までの子どもとその保護者も対象とする等柔軟に運用することができる。
5. 業務内容
  - (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること
  - (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談、必要な情報提供・助言・保健指導
  - (3) 支援プランの策定
  - (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
  - (5) 母子保健事業
  - (6) 子育て支援事業

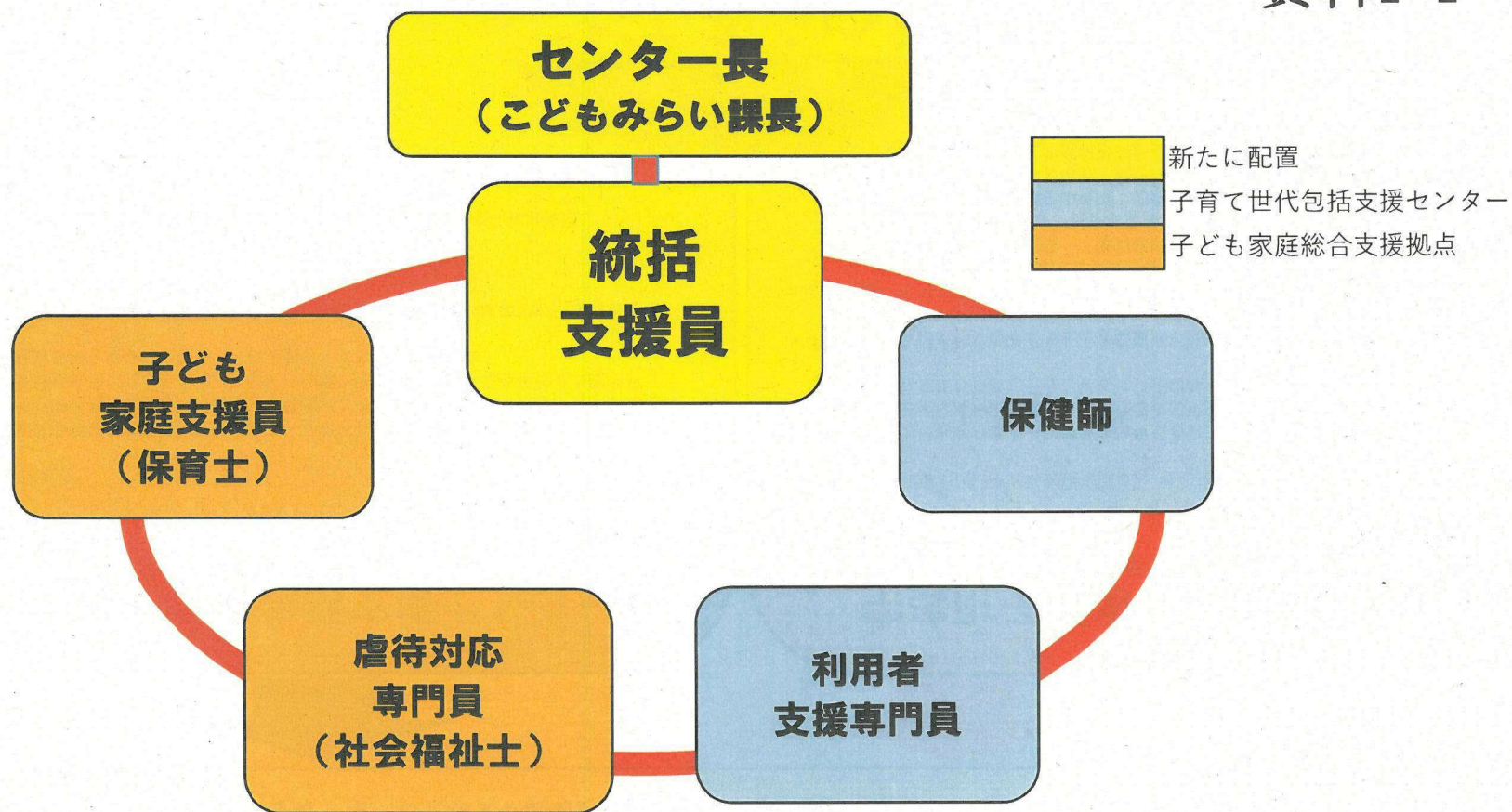
## 宇美町子ども家庭総合支援拠点

令和5年1月開設

1. 場所・・・こどもみらい課内
2. 人員・・・保育士1名(子ども家庭支援員)、社会福祉士1名(虐待対応専門員)
3. 目的・・・子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他必要な支援に係る業務を適切に行う。
4. 対象・・・町内すべての子どもとその家庭及び妊産婦等
5. 業務内容
  - すべての子どもとその家庭、妊産婦等を対象として福祉に必要な支援に係る業務全般
  - (1) 子ども家庭全般に関する業務
    - ①実情の把握
    - ②情報の提供
    - ③相談等への対応
    - ④総合調整
  - (2) 要支援児童、要保護児童、特定妊婦等への支援業務
    - ①相談・通告の受理
    - ②受理会議
    - ③調査
    - ④アセスメント
    - ⑤支援計画の作成
    - ⑥支援及び指導等・町が中心となって対応するもの
    - ・児童相談所等に送致するもの
    - ・児童相談所からの指導措置(行政措置)の委託を受けて対応するもの
    - ⑦児童記録票の作成
    - ⑧支援の終結



※こども家庭センター設置前



今後、配置検討職員 国が示す例

